

生産行程管理業務規程

作成日 平成 28 年 11 月 1 日

更新日 令和 5 年 6 月 16 日

1 作成者

住所（フリガナ）：クマモトケンキクチシキョクシカワベ1バンチ（〒869-1205）熊本県 菊池市 旭志 川辺 1875 番地

名称（フリガナ）：キクチチイキノウギョウキョウドウクミアイ 菊池 地域 農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 東 哲哉

ウェブサイトのアドレス：<http://jakikuchi.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（ごぼう）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：キクチスイデン 菊池 水田 ごぼう、Kikuchi Suiden Gobo

4 明細書の変更

菊池地域農業協同組合（以下、「生産者団体」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）栽培方法の確認

生産者団体は、生産者に生産方法や資材の使用履歴等を記載した栽培日誌（参考様式 1）を毎年出荷開始前に作成・提出させ、その記載内容を生産者団体の職員が確認することで、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。また、生産者団体が年 1 回以上、生産者に対する現地調査（参考様式 2）を実施し、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

（2）出荷調整の確認

生産者団体は、毎年出荷開始前に生産者を対象にした出荷査定会を実施し、「菊池水田ごぼう調整基準」（参考様式 3）の周知を行い、生産者は、当該調整基準を基に出荷調整を行う。生産者団体は出荷期間中に（年 1 回以上）、生産者に対する現地調査を実施し、出荷調整の方法を遵守しているか否かを確認する。

（3）出荷規格の確認

生産者は箱詰め又は袋詰めした上で出荷を行い、生産者団体は生産者ごと出荷日毎に1箱又は1袋以上を開封し検査をすることで、出荷規格を遵守しているか否かを確認する。

出荷規格の確認結果（参考様式4）は出荷者ごとに「荷受け伝票」に取りまとめ、出荷終了まで生産者団体が保存する。

（4）生産方法の遵守が疑われた場合の対応

生産者団体は、明細書に記載した栽培方法や出荷調整等が遵守されていない生産が疑われた生産者に対し、臨時の現地調査を実施し、生産方法や出荷調整等が遵守されているか否かを確認する。

6 明細書適合性の指導

（1）栽培方法の指導

生産者団体は、栽培方法が遵守されていない場合には、生産者に対し、警告を発し是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体は、当該生産者が生産したごぼうの「菊池水田ごぼう」としての出荷を禁止又は組合員資格を停止することができるものとする。

（2）出荷調整の指導

出荷調整方法が遵守されていない場合には、生産者に対し、警告を発し是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体は、当該生産者が生産したごぼうの「菊池水田ごぼう」としての出荷を禁止又は組合員資格を停止することができるものとする。

（3）出荷規格の指導

生産者団体の検査員が実施する検査において、出荷規格を満たしていない場合には、その場で生産者に対し、警告を発し是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体は、当該生産者が生産したごぼうの「菊池水田ごぼう」としての出荷を禁止又は組合員資格を停止することができるものとする。

（4）生産方法の遵守の徹底

生産者団体は、毎年、出荷査定会において、菊池水田ごぼうの栽培方法や出荷調整等の周知徹底を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

- （1）生産者団体は、5（3）の確認の際に（出荷の際に）、栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているごぼうについてのみ、地理的表示である「菊池水田ごぼう」が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「菊池水田ごぼう」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの（出荷用ダンボール等）についても確認する。

(2) 生産者団体は、5 (3) の確認の際に（出荷の際に）、以下のごぼうがあるか否かを確認する。

- ① 栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないごぼうであるにもかかわらず、地理的表示である「菊池水田ごぼう」及び登録標章が使用されているごぼう
- ② 地理的表示である「菊池水田ごぼう」のみが使用されているごぼう
- ③ 登録標章のみが使用されているごぼう
- ④ 地理的表示である「菊池水田ごぼう」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているごぼう

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 生産者団体は、5 (3) の確認の際に（出荷の際に）、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体は、当該生産者に対して出荷を禁止することができるものとする。

- ① 生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないごぼうであるにもかかわらず、地理的表示である「菊池水田ごぼう」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「菊池水田ごぼう」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「菊池水田ごぼう」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

(2) 生産者団体は、毎年、6 の (4) に規定する出荷査定会の際に、地理的表示である「菊池水田ごぼう」及び登録標章の適正な使用について周知徹底を図る。

9 実績報告書の作成等

生産者団体は、8月1日から翌年7月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
生産者団体が作成した検査記録票（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

生産者団体は、9により作成提出した書類の他、以下の書類を生産者団体の事務所（熊本県菊池市旭志川辺1875番地所在）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- ① 栽培日誌
- ② 荷受け伝票

11 連絡先

[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]